

人事委員会年報

令和7年度

兵庫県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1)	人事委員会の設置	1
(2)	人事委員会の権限	1
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	人事委員会の運営	2
(5)	規則、告示等の制定、改廃の状況	7
(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	8
2	事務局	9
(1)	組織	9
(2)	職員の定数・現員	9
(3)	分掌事務	9
II	事業の概要	10
1	職員の任用	10
(1)	任用制度の概説	10
(2)	職員の採用	10
(3)	広報等の取組	19
2	職員の給与	21
(1)	職員給与実態調査	21
(2)	民間給与実態調査	22
(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	23
※	職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和7年）	24
3	職員の利益保護	27
(1)	勤務条件に関する措置要求	27
(2)	不利益処分に関する審査請求	27
(3)	職員の苦情の処理	28
(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	28
4	職員団体	29
(1)	職員団体の登録	29
(2)	管理職員等の範囲	30
5	労働基準監督機関の職権行使	30
(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	30
(2)	労働基準法等に基づく職権行使	31
6	退職管理	31
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	31

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤	任期	現職	略歴
委員長	大久保 和代 (おおくぼ かずよ)	非常勤	令和6年4月1日から 令和8年6月30日まで	—	・企画県民部女性青少年局長 ・中播磨県民センター 副センター長 ・神戸県民センター長
委員 (委員長職務 代理者)※	鈴木 尉久 (すずき やすひさ)	非常勤	令和3年10月13日から 令和7年10月12日まで	間瀬・鈴木法律 事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員 (委員長職務 代理者)※	長尾 真 (ながお まこと)	非常勤	令和5年10月12日から 令和9年10月11日まで	神姫バス株式会社 代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事
委員	中上 幹雄 (なかじょう みきお)	非常勤	令和7年10月13日から 令和11年10月12日まで	澤田・中上・森 法律事務所(代表弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(R4) ・神戸家庭裁判所姫路支部 調停委員 ・姫路市公平委員会委員

※鈴木尉久委員の退任に伴い、長尾真委員が委員長職務代理者に指定された。

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和7年度の会議は22回、議案等の内訳は議案111件、協議事項5件、報告事項45件、計161件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	議案等
1751	R7. 4. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1750回） 2 事務系職種（大卒程度・通常枠）採用試験実施要綱決定の件 3 資格免許職採用試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師採用試験実施計画（令和7年度） 2 令和6年度警察官採用試験の実施結果 3 任命権者が行った処分
1752	R7. 4. 21	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1751回） 2 令和7年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 3 令和7年職員給与実態調査要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度人事委員会年報
1753	R7. 5. 8	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1752回） 2 審査請求の裁決の件（令和6年（不）第2号事案） 3 審査請求の却下の件（令和7年（不）第1号事案） 4 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験第1次試験合格者決定の件 5 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）筆記試験合格者決定の件 6 採用選考試験（第1回）実施要綱決定の件 7 選考によって採用することができる職の指定の件 8 西宮市立中央病院職員を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の信頼確保と厳正な規律の保持 2 任命権者が行った処分
1754	R7. 6. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1753回） 2 審査請求の裁決の件（令和7年（不）第1号事案） 3 審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和7年（不）第2号事案） 4 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 5 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験最終合格者決定の件 6 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）最終合格者決定の件 7 専決処分をしたものにつき承認を求める件 — 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 — <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求判定取消請求事件について 2 任命権者が行った処分

1755	R7. 6. 23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 (第1754回) 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 3 資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 4 事務系職種・技術系職種 (高卒程度) 採用試験実施要綱決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号級決定の件 6 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 7 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務系職種・技術系職種 (高卒程度) ガイダンスの実施
1756	R7. 7. 7	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 (第1755回) 2 事務系職種 (大卒程度・通常枠) 採用試験筆記試験合格者決定の件 3 西宮市立中央病院職員を対象とする採用選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分
1757	R7. 7. 22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 (第1756回) 2 審査請求の審査に関する事務の一部の委任の件 (令和6年 (不) 第1号事案) 3 資格免許職採用試験最終合格者決定の件 4 採用選考試験 (第1回) 筆記試験合格者決定の件 5 採用選考試験 (第1回) 最終合格者決定の件 6 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ 2 任命権者が行った処分
1758	R7. 8. 18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 (第1757回) 2 審査要求の受理及び審査長の指名の件 (令和7年 (不) 第3号事案) 3 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則制定の件 4 事務系職種 (大卒程度・通常枠) 採用試験最終合格者決定の件 5 採用選考試験 (第1回) 最終合格者決定の件 6 事務系職種 (経験者) 採用試験実施要綱決定の件 7 技術系職種 (大卒程度・経験者) 採用試験 (秋日程) 実施要綱決定の件 8 障害のある人を対象とする職員採用選考試験実施要綱決定の件 9 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務系職種・技術系職種 (大卒程度) ガイダンスの実施 2 人事院勧告 3 任命権者が行った処分
1759	R7. 9. 9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 (第1758回) 2 退職手当支給制限処分に関する教育委員会からの意見照会の件 (令和7年 (退) 第2号事案) <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会への意見書の提出 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ 2 任命権者が行った処分

1760	R7. 9. 19	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1759回） 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い 〔報告事項〕 1 令和7年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果 2 任命権者が行った処分
1761	R7. 10. 1	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1760回） 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分
1762	R7. 10. 10	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1761回） 2 職員の給与等に関する報告及び勧告 〔報告事項〕 1 県教育委員会への意見書に対する回答 2 任命権者が行った処分
1763	R7. 10. 15	〔議 案〕 1 委員長職務代理者指定の件 2 審査長指名の件 3 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 4 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（秋日程）筆記試験合格者決定の件
1764	R7. 10. 27	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1762回及び第1763回） 2 審査請求の却下及び裁決の件（令和7年（不）第4号事案） 3 事務系職種（経験者）採用試験筆記試験合格者決定の件 〔報告事項〕 1 職員勤務実態調査の実施 2 任命権者が行った処分
1765	R7. 11. 14	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1764回） 2 障害のある人を対象とする職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件 3 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件 4 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（秋日程）最終合格者決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分
1766	R7. 12. 1	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件（第1765回） 2 審査請求の審査に関する事務の一部の委任の件（令和7年（不）第2号事案） 3 採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件 4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 5 公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分

1767	R7. 12. 18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1766回） 2 事務系職種（経験者）採用試験最終合格者決定の件 3 障害のある人を対象とする職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 5 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 6 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験の見直し方針（令和8年度） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員ガイダンスの実施 2 任命権者が行った処分
1768	R8. 1. 28	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1767回） 2 審査請求の裁決の件（令和6年（不）第1号事案） 3 審査請求の審査に関する事務の一部の委任の件（令和7年（不）第3号事案） 4 退職手当支給制限処分に関する教育委員会からの意見照会の件（令和7年（退）第3号事案） 5 採用選考試験（第2回）筆記試験合格者決定の件 6 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 7 児童自立支援専門員採用選考試験実施要綱決定の件 8 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査に係る書面調査の結果等 2 高校生出前講座の実施 3 警察官採用試験実施計画（令和8年度） 4 任命権者が行った処分
1769	R8. 2. 18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1768回） 2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第1号事案） 3 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第2号事案） 4 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 5 児童自立支援専門員採用選考試験最終合格者決定の件 6 任期付職員の採用承認の件 7 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 8 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 9 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 10 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 11 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 12 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度職員採用試験の見直し <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度職員採用試験実施日程 2 兵庫県職員高卒程度ガイダンスの実施 3 任命権者が行った処分

1770	R8. 3. 9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1769回） 2 令和8年度職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 3 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験実施要綱決定の件 4 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）実施要綱決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 6 職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則等制定の件 7 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 8 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 9 警察職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する訓令制定に対する同意の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査（実地調査・文書指導）の結果 2 採用試験広報活動計画（令和8年度） 3 任命権者が行った処分
1771	R8. 3. 23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1770回） 2 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 3 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求の取下げ（令和8年（措）第1号事案） 2 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 3 任命権者が行った処分
1772	R8. 3. 31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（1771回） 2 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件 3 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織改正・人事異動の概要 2 令和7年度獣医師採用選考試験の実施結果及び令和8年度実施予定 3 令和7年度看護師等採用選考試験の実施結果及び令和8年度実施予定 4 任命権者が行った処分

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和7年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
(令和7年)第4号	R7.6.24	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、介護休暇等の取得の取扱いの見直し等を行った。
第5号	R7.8.19	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	密接公社等の解散に伴い、所要の整備を行った。
第6号	R7.12.19	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、勤勉手当の成績率の引上げ等を行った。
第7号	R7.12.19	公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則	公立学校教育職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、義務教育等教員特別手当の加算額を定める等を行った。
(令和8年)第1号	R8.1.29	公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	公立学校教育職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、給料の調整額の引上げ等を行った。
第2号	R8.2.19	職員の勤務時間、休暇に関する規則の一部を改正する規則	警察署において行う当直勤務の廃止に伴い、当直勤務に係る規定の削除を行った。
第3号	R8.2.19	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	国家公務員の非常勤職員の休暇制度の見直しを踏まえ、会計年度任用職員の特別休暇を有給化する改正を行った。
第4号	R8.3.10	職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	学校の統廃合に伴い、支給対象からの削除を行った。
第5号	R8.3.24	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、第2種初任給調整手当の支給に係る規定の整備等を行った。
第6号	R8.3.31	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、管理職手当を支給する職及び区分の改正等を行った。

イ 告示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(令和7年)第4号	R7.6.24	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、期末手当に係る規定の整備を行った。
第5号	R7.12.19	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、通勤届の様式変更等を行った。
第6号	R7.12.19	公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	公立学校教育職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、超過勤務手当に係る規定の整備を行った。
(令和8年)第1号	R8.3.10	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	警察の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正を行った。
第2号	R8.3.24	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、第2種初任給調整手当に係る規定の整備等を行った。
第3号	R8.3.31	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正を行った。

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和7年度中に条例案について意見を提出したものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案番号	件名	意見
R7. 6. 4	第371回定例会 第63号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例	申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置等の周知及び当該制度に係る請求についての意向確認等の義務付け並びに育児部分休業の取得方法の拡充は、「職員の給与等に関する報告及び勧告」に沿った内容であり、仕事と生活の両立支援に資することから、異議はありません。
R7. 12. 2	第373回定例会 第144号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）	本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給料表及び諸手当の改定等を行うものであり、異議はありません。
	第373回定例会 第145号議案	公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教員の処遇の改善が図られること等を踏まえ、諸手当の改定等を行うものであり、異議はありません。
R8. 2. 18	第374回定例会 第26号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（企業職員及び病院事業職員に係る部分を除く。）	本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、諸手当の改定を行うもの及び県議会において議決のうえ策定されている「県政改革方針」のもと、特別職に属する常勤の職員に準じて防災監等の給料月額及び期末手当に係る減額措置を引き続き実施するものであるため、異議はありません。
	第374回定例会 第38号議案	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	教員が週休日等に部活動における児童又は生徒の指導業務に従事する特殊性を考慮して特殊業務手当の額の引上げを行うものであり、異議はありません。
R8. 2. 20	第374回定例会 第175号議案	公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例	勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、へき地手当と地域手当との調整措置の廃止及びへき地手当に準ずる手当の支給対象の拡大等を行うものであり、異議はありません。

イ 規則等制定に伴う協議

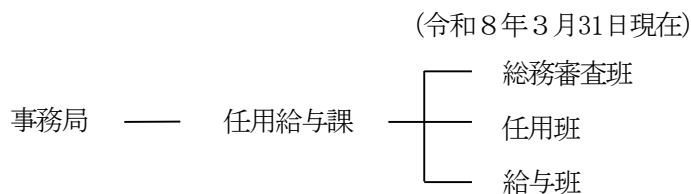
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならぬとされているものについて、令和7年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

回答年月日	件名	協議者
R7. 12. 18	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育長
R8. 3. 9	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育長
R8. 3. 9	職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	知事
R8. 3. 9	警察職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する訓令	警察本部長

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおり1課3班である。



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告などを行っている。

課名	班名	分 掌 事 務
任用給与課	総務審査班	1 人事委員会の会議 2 事務局及び事務局職員の庶務、経理 3 勤務条件に関する措置の要求 4 不利益処分に関する審査請求 5 職員の苦情の処理 6 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求 7 労働基準監督機関の職権行使 8 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果 9 退職手当の支給制限等に係る意見 10 職員の退職管理
	任用班	1 職員の任用 2 職員の採用選考
	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告 3 給与の支払の監理 4 旅費の制度 5 服務の基準 6 厚生福利制度 7 職員の定年等 8 職員団体等

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる（法第17条の2）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

令和7年度に実施した競争試験は事務系職種（大卒程度）（早期SPI枠・通常枠）、技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程・秋日程）、資格免許職、事務系職種・技術系職種（高卒程度）、事務系職種（経験者）であり、受験者数は、計3,079人（事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）986人、大卒程度（事務系職種・通常枠）405人、技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程）406人、技術系職種（大卒程度・経験者）（秋日程）100人、資格免許職588人、事務系職種・技術系職種（高卒程度）117人、事務系職種（経験者）477人）となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 各競争試験の特徴と傾向（令和7年度）

a 事務系職種（大卒程度）（早期SPI枠・通常枠）

令和6年度から民間企業併願者など幅広く受験可能なSPI3を導入し、通常枠に先行した試験として早期SPI枠を新設し、募集職種は総合事務職のみで実施した。令和7年度から総合事務職に加え、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職へ募集職種を拡充した。

早期SPI枠では、受験者数986人に対し、最終合格者数は151人で、競争率は前年度を12.6ポイント下回る6.5倍となった。

総合事務職では、782人が受験し、最終合格者数は123人で、競争率は前年度を12.7ポイント下回る6.4倍となった。

また、事務系職種（全職種）の最終合格者に占める女性の割合は66.2%となった。

通常枠では、受験者数405人に対し、最終合格者数は130人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回る3.1倍となった。

総合事務職では312人が受験し、最終合格者数は86人で、競争率は前年度を0.6ポイント下回る3.6倍となった。

また、事務系職種（全職種）の最終合格者に占める女性の割合は前年度の65.0%を1.9ポイント下回る63.1%となった。

b 技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程・秋日程）

令和6年度と同様、春・秋の年2回実施した。

大卒程度（春日程）では、受験者数347人に対し、最終合格者数は186人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回る1.9倍となった。経験者（春日程）では、受験者数59人に対し、最終合格者数は14人で、競争率は前年度を0.8ポイント上回る4.2倍となった。

大卒程度（秋日程）では、受験者数60人に対し、最終合格者数は29人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回る2.1倍となった。経験者（秋日程）では、受験者数40人に対し、最終合格者数は15人で、競争率は前年度を1.6ポイント下回る2.7倍となった。

c 資格免許職

受験者数588人に対し、最終合格者数は144人で、競争率は前年度を0.5ポイント上回る4.1倍となった。

d 事務系職種・技術系職種（高卒程度）

事務系職種は、受験者数97人に対し、最終合格者数は37人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る2.6倍となった。

総合事務職では51人が受験し、最終合格者数は19人で、競争率は前年度を0.8ポイント上回る2.7倍となった。

技術系職種は、受験者数20人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を0.5ポイント上回る2.0倍となった。

e 事務系職種（経験者）

受験者数477人に対し、最終合格者数は80人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回る6.0倍となった。

総合事務職では317人が受験し、最終合格者数は61人で、競争率は前年度を1.0ポイント下回る5.2倍となった。

(イ) 各競争試験の日程（令和7年度）

区分	受付期間	筆記 (第1次) 試験日	筆記 試験地	面接(第2次) 試験日	面接 試験地	最終合格 発表日
事務系職種（大卒程度）(早期SPI枠)	〈インターネット〉 7.3.13～7.4.4	7.4.5 ～7.4.15	-	7.5.14～7.5.30 のうち指定する1日	神戸市	7.6.13
技術系職種（大卒程度・経験者）(春日程)	〈インターネット〉 7.3.13～7.4.4	7.4.20	神戸市	7.5.14～7.5.29 のうち指定する1日	神戸市	7.6.13
事務系職種（大卒程度）(通常枠)	〈インターネット〉 7.4.21～7.5.16	7.6.15	神戸市	7.7.14～7.7.25 のうち指定する1日	神戸市	7.8.19
資格免許職	〈インターネット〉 7.4.21～7.5.16	7.6.15	神戸市	7.6.30～7.7.4 のうち指定する1日	神戸市	7.7.23
事務系職種・技術系職種（高卒程度）	〈インターネット〉 7.7.31～7.8.29	7.9.28	神戸市 豊岡市	7.10.28～7.10.31 のうち指定する1日	神戸市	7.11.19
技術系職種（大卒程度・経験者）(秋日程)	〈インターネット〉 7.8.25～7.9.19	7.10.5	神戸市 東京都	7.10.22～7.10.24 のうち指定する1日	神戸市	7.11.19
事務系職種（経験者）	〈インターネット〉 7.8.25～7.9.19	7.10.5	神戸市 東京都	7.11.8～7.11.29 のうち指定する1日	神戸市	7.12.19

(ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法（令和7年度）

区分	受験資格	試験方法
事務系職種 (大卒程度) (早期SPI枠)	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（令和8年4月1日現在） イ 21歳（令和8年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者	第1次試験 SPI3 アピールシート 第2次試験 個別面接 適性検査
技術系職種 (大卒程度) (春日程・秋日程)	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（令和8年4月1日現在） ただし、保健師及び薬剤師は27歳以下の者 イ 21歳（令和8年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 または、総合土木職、建築職、電気職及び機械職にあつては高等専門学校を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職、保健師、薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る。	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 面接試験 個別面接 適性検査
技術系職種 (経験者) (春日程・秋日程)	1 次のいずれかに該当する者 ア 28歳～45歳（令和8年4月1日現在） ただし、児童福祉司、心理判定員、保健師、総合土木職、建築職及び薬剤師は28歳～59歳の者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職、保健師、薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る。	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 エントリーシート 面接試験 個別面接 適性検査
事務系職種 (大卒程度) (通常枠)	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（令和8年4月1日現在） イ 21歳（令和8年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者	筆記試験 教養試験 択一式45題（一部選択解答制）2時間30分 専門試験 択一式40題（一部選択解答制）2時間 論文試験 1題 800字 1時間 面接試験 個別面接 適性検査
資格免許職	1 59歳以下（令和8年4月1日現在） 2 資格取得者（取得見込者を含む）に限る。	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 面接試験 個別面接 適性検査

区分	受験資格	試験方法
事務系職種・ 技術系職種 (高卒程度)	<p>1 18歳～21歳（令和8年4月1日現在） ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く）に限り、18歳～30歳の者</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く</p> <p>ア 大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる大学校等を</p> <p> a 卒業した者</p> <p> b 在学期間（休学期間を除く）が通算して2年を超える者</p> <p> c 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者</p> <p>イ 総合土木職及び建築職にあつては高等専門学校を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p>	<p>筆記試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>論文試験（事務系職種）1題 800字 1時間</p> <p>専門試験（技術系職種）記述式 1時間</p> <p>面接試験</p> <p>個別面接</p> <p>適性検査</p>
事務系職種 (経験者)	<p>1 28歳～45歳（令和8年4月1日現在）</p>	<p>筆記試験</p> <p>SPI3 1時間10分</p> <p>エントリーシート</p> <p>面接試験</p> <p>個別面接</p> <p>適性検査</p>

(I) 各競争試験の実施状況（令和7年度）

試験区分	職 種	採用 予定数 (概数)	申込者数	筆記（第1次） 試験		面接（第2次） 試験 受験者数	最終 合格者数 (B)	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数(A)	合格者数					
事務系職種 (大卒程度) (早期採用枠)	総合事務職	50	991	782	399	325	123	6.4	42	81
	警察事務職	5	94	83	25	21	9	9.2	5	4
	教育事務職	10	92	78	46	38	13	6.0	7	6
	小中学校事務職	5	56	43	14	12	6	7.2	3	3
	小計		1,233	986	484	396	151	6.5	57	94
技術系職種 (大卒程度) (春日程)	児童福祉司	25	31	24	24	24	18	1.3	8	10
	心理判定員	10	43	42	31	31	16	2.6	6	10
	保健師	10	50	40	28	27	19	2.1	10	9
	農学職	15	69	61	58	55	23	2.7	12	11
	林学職	10	27	26	22	20	14	1.9	5	9
	水産職	1~3	10	7	6	6	4	1.8	2	2
	環境科学職	1~3	16	13	9	8	6	2.2	4	2
	総合土木職	30	44	35	35	31	23	1.5	13	10
	建築職	10	19	12	12	11	8	1.5	5	3
	機械職	1~3	7	6	5	5	4	1.5	4	0
	電気職	1~3	2	2	2	2	2	1.0	1	1
	薬剤師	40	87	79	78	71	49	1.6	39	10
小計		405	347	310	291	186	1.9	109	77	
技術系職種 (経歴者) (春日程)	児童福祉司	5	6	6	6	6	3	2.0	2	1
	心理判定員	1~3	8	8	6	6	1	8.0	0	1
	保健師	1~3	5	4	1	1	0	—	—	—
	農学職	5	14	11	11	11	2	5.5	1	1
	林学職	1~3	2	2	1	1	0	—	—	—
	水産職	1~3	2	2	2	2	0	—	—	—
	環境科学職	1~3	3	2	2	2	0	—	—	—
	総合土木職	10	15	11	9	9	4	2.8	1	3
	建築職	1~3	4	3	3	3	0	—	—	—
	機械職	1~3	2	1	1	1	1	1.0	1	0
	電気職	1~3	5	5	3	3	1	5.0	1	0
	薬剤師	5	7	4	3	2	2	2.0	2	0
小計		73	59	48	47	14	4.2	8	6	
事務系職種 (大卒程度) (通常枠)	総合事務職	50	574	312	256	226	86	3.6	44	42
	警察事務職	15	67	33	22	20	17	1.9	13	4
	教育事務職	20	71	39	30	28	21	1.9	20	1
	小中学校事務職	10	39	21	15	15	6	3.5	4	2
	小計		751	405	323	289	130	3.1	81	49
資格免許職	栄養士	10	102	68	24	23	13	5.2	7	6
	臨床検査技師	20	123	105	65	64	24	4.4	21	3
	診療放射線技師	40	250	234	125	123	52	4.5	36	16
	精神保健福祉相談員	5	27	21	15	15	5	4.2	5	0
	医療福祉相談員	10	29	21	11	9	7	3.0	7	0

試験区分	職 種	採用 予定数 (概数)	申込者数	筆記(第1次) 試験		面接(第2次) 試験	最終 合格者数 (B)	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数(A)	合格者数	受験者数				
資格免許職	理学療法士	20	81	73	48	47	18	4.1	16	2
	作業療法士	10	21	17	16	16	8	2.1	8	0
	言語聴覚士	5	18	14	9	8	5	2.8	4	1
	歯科衛生士	1~3	17	14	6	5	3	4.7	1	2
	臨床工学技士	10	23	21	18	17	9	2.3	8	1
	小計		691	588	337	327	144	4.1	113	31
事務系職種(高卒程度)	総合事務職	10	63	51	46	43	19	2.7	14	5
	警察事務職	5	14	10	8	8	4	2.5	4	0
	教育事務職	10	24	23	20	19	9	2.6	9	0
	小中学校事務職	5	13	13	13	13	5	2.6	5	0
	小計		114	97	87	83	37	2.6	32	5
技術系職種(高卒程度)	農学職	1~3	5	5	5	5	4	1.3	4	0
	林学職	1~3	3	2	1	1	0	—	—	—
	総合土木職	5	10	9	7	7	5	1.8	3	2
	建築職	1~3	5	4	4	4	1	4.0	0	1
	小計		23	20	17	17	10	2.0	7	3
事務系職種(経験者)	総合事務職	40	442	317	210	192	61	5.2	47	14
	警察事務職	10	66	54	36	31	11	4.9	10	1
	教育事務職	1~3	37	24	11	8	3	8.0	3	0
	小中学校事務職	5	96	82	18	18	5	16.4	4	1
	小計		641	477	275	249	80	6.0	64	16
技術系職種(大卒程度)(秋日程)	児童福祉司	10	11	9	9	8	4	2.3	2	2
	農学職	5	20	13	12	10	6	2.2	6	0
	林学職	5	5	4	4	4	4	1.0	3	1
	水産職	5	12	11	7	7	5	2.2	5	0
	環境科学職	1~3	11	10	6	6	3	3.3	3	0
	総合土木職	15	12	8	6	6	4	2.0	3	1
	建築職	1~3	5	4	4	4	3	1.3	1	2
	電気職<警察>	1~3	1	1	1	0	0	—	—	—
	小計		77	60	49	45	29	2.1	23	6
技術系職種(経験者)(秋日程)	児童福祉司	1~3	10	7	7	6	4	1.8	4	0
	農学職	1~3	9	7	7	7	3	2.3	3	0
	林学職	1~3	3	3	3	3	1	3.0	1	0
	水産職	1~3	2	2	1	1	1	2.0	1	0
	環境科学職	1~3	4	2	2	2	0	—	—	—
	総合土木職	15	14	10	8	8	4	2.5	4	0
	建築職	1~3	11	8	8	8	1	8.0	1	0
	電気職<一般>	1~3	3	1	1	1	1	1.0	0	1
	小計		56	40	37	36	15	2.7	14	1
合 計		4,064	3,079	1,967	1,780	796	3.9	508	288	

(オ) 警察官採用試験（警察本部実施）

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の5県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 警察官採用試験実施状況（県内試験）（令和7年度）

実施日	区分	採用予定数	申込者数	1次試験 受験者数:A	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数:B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
7. 4. 29 7. 9. 20 8. 1. 17	男性A	人 216	人 1,045	人 803	人 666	人 577	人 342	倍 2.3	人 102	人 235
	男性B	126	817	625	521	422	155	4.0	57	91
	男性キャリアA	30	98	85	77	66	24	3.5	13	1
	男性キャリアB	30	130	88	79	70	21	4.2	9	3
	女性A	35	291	225	181	142	92	2.4	29	59
	女性B	30	257	197	163	138	61	3.2	27	28
	女性キャリアA	15	31	21	21	19	9	2.3	4	2
	女性キャリアB	15	25	17	17	16	9	1.9	6	0
	サイバー捜査A	4	1	1	1	1	1	1.0	0	1
	サイバー捜査B		2	1	1	1	1.0	0	1	
	心理相談	2	3	2	2	2	1	2.0	0	1
	武道A	8	6	5	5	5	4	1.3	3	1
	武道B		0	-	-	-	-	-	-	-
合計	511	2,706	2,070	1,734	1,459	720	2.9	250	423	

※採用者数及び辞退者数には、令和8年10月採用予定者の人数は含まれていない。

※キャリア区分のAは大卒の者、それ以外の区分のAは大卒又は大卒見込みの者、各区分のBはA以外の者

b 警察官採用試験実施状況（県外試験）（令和7年度）

実施日	区分	採用予定数	申込者数	1次試験 受験者数:A	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数:B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
7. 7. 26 ～ 7. 12. 18	男性A	人 11	人 86	人 69	人 23	人 14	人 1	倍 69.0	人 0	人 1
	男性B	12	91	73	12	6	2	36.5	1	1
	女性A	1	8	6	0	-	-	-	-	-
	女性B	1	10	8	2	2	1	8.0	0	1
	合計	25	195	156	37	22	4	39.0	1	3

※各区分のAは大卒又は大卒見込みの者、BはA以外の者

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。令和4年度から、多様な人材確保の観点から、採用選考試験の全職種で年齢上限を59歳以下に引き上げた。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察官の警部以下、病院局医療技術職1～5級（選考試験の実施権限を除く）の職の採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別）（令和7年度）

人事交流や選考試験により人事委員会が令和7年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
知事部局	4(3)	5(3)	12(8)	2	5	1	2	2	0	1	34(14)
教育委員会	4(4)	1(1)	2(2)	0	0	11	3	0	0	0	21(7)
警察本部	1(1)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2(1)
計	9(8)	6(4)	14(10)	3	5	12	5	2	0	1	57(22)

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	4(4)	0	0	0	4(4)
教育委員会	0	2(2)	0	0	0	2(2)
警察本部	0	2(2)	0	0	0	2(2)
計	0	8(8)	0	0	0	8(8)

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
警察本部	0	1	1
病院局	30	17	47
計	30	19	49

d 警察職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	2	0	6	5	13

(イ) 職員採用選考試験実施状況（令和7年度）

実施日	職種	採用予定数 (概数)	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
7.7.6	歯科衛生士<知事>	人程度 1～3	人 6	人 1	人 1	人 0
	産業技術職（金属系）	1～3	2	1	1	0
	産業技術職（機械系）	1～3	3	2	0	2
	産業技術職（電子情報系）	1～3	1	0	-	-
	産業技術職（有機化学系）	1～3	5	3	1	2
	職業訓練指導員（電気・設備系）	1～3	1	0	-	-
	職業訓練指導員（建築系）	1～3	1	1	0	1
	海技職<知事>	1～3	3	1	1	0
	海技職（航海）<教育委員会>	1～3	2	2	2	0
	研究員（昆虫学）	1～3	8	1	1	0
	研究員（生態学）	1～3	6	1	1	0
	建築職（古建築）	1～3	4	2	1	1
	埋蔵文化財技師	5	22	4	2	2
	心理判定員	1～3	7	3	3	0
	物理技師	1～3	3	3	3	0
	遺伝カウンセラー	1～3	1	1	1	0
	治験コーディネーター	1～3	4	1	1	0
	医療情報職	1～3	1	1	1	0
	医療経営職	5	13	2	2	0
	7.11.2	障害のある人を対象とする採用選考 事務（総合事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職）	10	78	8	5
農学職			4	0	-	-
林学職			1	0	-	-
総合土木職			2	0	-	-
建築職			1	0	-	-
8.1.12	児童福祉司	10	9	3	3	0
	総合土木職	15	4	1	0	1
	電気職	1～3	0	-	-	-
	産業技術職（機械系）	1～3	1	1	1	0
	産業技術職（電子情報系）	1～3	1	0	-	-
	産業技術職（有機化学系）	1～3	4	2	1	1
	職業訓練指導員（電気・設備系）	1～3	1	0	-	-
	海技職<知事>	5	2	2	2	0
	理化学職（化学）	1～3	16	3	2	1
	海技職<警察本部>	1～3	9	2	1	1
	学芸員（近代美術）	1～3	14	3	2	1
	遺伝カウンセラー	1～3	0	-	-	-
	治験コーディネーター	1～3	0	-	-	-
	医療情報職	1～3	1	1	1	0
医療経営職	1～3	9	2	2	0	
合 計			250	58	42	16

(ウ) 看護職採用選考試験（令和7年度）（病院局実施）

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
7.5.17, 18	320	754	259	246	13
7.7.5		356	49	45	4
7.10.11		117	6	5	1
合計	320	1,227	314	296	18

(イ) 獣医師採用選考試験（令和7年度）（知事部局実施）

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
7.6.8	15	21	14	9	5
7.9.21		6	3	3	0
合計	15	27	17	12	5

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会等の実施

(7) 大学等での試験説明会の開催

京阪神地域を中心に、オンラインでの説明会に加え、対面での説明会にも積極的に参加し、大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行った。

a 京阪神地域：令和7年度は18回（12大学）開催し、535人が参加した。

（うち、7回（参加者：142人）はオンライン開催）

b 京阪神地域以外：令和7年度は未開催。

(4) 職員ガイダンスの開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等の説明を行うとともに、職種別の業務説明を行うガイダンスを実施した。また、令和7年度は、事務系職種（経験者）採用試験の受験者確保に向けたガイダンスを8月及び9月に新たに実施した。

対 象		実施日	参加人数
試験 区 分 別	経験者採用試験受験者対象	7.8.31 7.9.6	198人
	大卒程度採用試験受験者対象	7.8.28	65人
	大卒程度・資格免許職採用試験受験者対象	8.2.2、8.2.3 8.2.9、8.2.10	302人
	高卒程度採用試験受験者対象	7.7.23 8.3.25	50人
職 種 別	臨床検査技師・診療放射線技師	7.5.12	77人
			692人

(ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 12回（うちオンライン3回）	1,081人
	姫路市内 1回	
	大阪市内 8回	
公務員予備校等での説明会	神戸市内 3回（うちオンライン2回）	170人
	大阪市内 1回	
合計		1,251人

(E) 大学1～2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1～2年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に出席し、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。令和7年度は神戸学院大学、関西学院大学、甲南大学等で4回実施し、188人が参加した。

(F) 採用サポーター制度の実施

県庁のリアルな姿や雰囲気を知ってもらうため、県庁の業務に興味のある大学生等に対し、若手職員（採用サポーター）と1対1で直接対話し、県庁を体感できる「採用サポーター制度」を実施し、令和7年度は101人の受入れを行った。

イ 情報発信等

(7) 職員採用ポータルサイトの開設

採用試験情報をはじめ、職種紹介や仕事内容・勤務条件、先輩職員メッセージのほか、パンフレットや採用説明会での配布資料等の情報提供を行うポータルサイトを令和3年10月に開設し、令和7年度のページ閲覧回数は251,780回（R7.4.1～R8.3.31）となった。

(4) 兵庫県職員採用X（旧Twitter）の開設

令和2年度までのメールマガジンの配信に代わり、兵庫県職員採用Xアカウントを開設し、令和3年4月から採用試験や説明会の情報等を発信している。アカウントのフォロワー数は3,793人（R8.3.31時点）となった。

(ウ) 職員採用PR動画の配信

県職員の仕事の面白さ、県職員として働く魅力ややりがいを伝えるため、令和元年度、4年度に作成した職員採用PR動画を「ひょうごチャンネル」（YouTube）で配信した。

公開	タイトル
R2.2月	18人それぞれのアイデア
R2.4月	兵庫県職員一日密着（男性編）
	兵庫県職員一日密着（女性編）
R5.4月	県内各地で働く、リアル
	転職の理由
	「土木」の、アイデア
	兵庫県の重要施策を担う。
	新人職員に一日密着

(E) タブロイド紙の作成

気軽に手に取って見てもらい、より魅力が伝わるよう、令和7年度にリニューアルした「採用案内」タブロイド紙を作成（15,000部）し、説明会や大学等で配布した。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、令和7年4月1日に在職する職員（休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

ア 調査項目

(7) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(i) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7,142	41.5	19.5	74.3	6.0	19.7	0.0	57.1	42.9
研究職	180	43.0	19.8	100.0	-	-	-	78.3	21.7
医師・歯科医師職	65	34.4	8.5	100.0	-	-	-	61.5	38.5
看護職	9	45.1	23.6	11.1	88.9	-	-	-	100.0
警察職	11,229	39.5	18.3	54.3	5.8	39.9	-	89.7	10.3
高等学校教育職	7,079	42.1	16.9	97.0	2.1	0.9	-	58.1	41.9
中・小学校教育職	16,077	40.2	16.8	97.0	3.0	0.0	-	45.8	54.2
特定任期付職員	1	59.0	39.0	100.0	-	-	-	-	100.0
一般任期付職員	10	53.6	28.2	80.0	20.0	-	-	100.0	-
全給料表	41,792	40.5	17.7	81.6	4.1	14.3	0.0	61.8	38.2

(イ) 給料表別平均給与額

(円)

給料表	一人当たり平均給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	407,184	335,446	7,895	27,736	6,863	16,138	10,583	2,523
研究職	453,807	370,698	10,622	26,856	8,908	22,433	10,512	3,778
医師・歯科医師職	806,380	395,058	2,100	68,190	5,111	7,906	30,828	297,187
看護職	412,467	334,367	1,445	32,116	9,333	16,084	6,578	12,544
警察職	424,463	349,419	14,773	31,127	5,123	16,174	1,449	6,398
高等学校教育職	467,693	(17,184) 390,530	9,098	28,600	7,441	12,793	3,297	15,934
中・小学校教育職	441,673	(14,541) 377,651	8,377	26,398	6,365	7,874	6,022	8,986
特定任期付職員	844,576	740,000	-	69,560	-	35,016	-	0
一般任期付職員	473,441	400,680	8,449	37,323	7,260	14,509	0	5,220
計	436,191	(8,504) 365,036	10,134	28,342	6,309	12,416	5,166	8,788

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員と民間従業員の給与を比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(7) 調査期間 令和7年4月23日から6月13日まで

(イ) 調査対象 令和7年4月分給与の最終締切日現在、企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,126事業所

(ロ) 対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(エ) 調査人員 初任給関係1,419人（行政職に相当する調査実人員1,309人）、初任給関係以外の調査職種19,768人（行政職に相当する調査実人員17,815人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は156,668人、行政職に相当するものは126,307人）

(オ) 抽出方法

- ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、454事業所を無作為に抽出した。
- ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	17
製造業	166
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	60
卸売業、小売業	18
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	85
計	365

(4) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）（100人以上）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A)－(B)
支店長	52歳	738,553円	1,391円	737,162円
工場長	54歳	669,020円	315円	668,705円
事務部長	53歳	626,703円	3,342円	623,361円
技術部長	53歳	637,839円	7,149円	630,690円
事務部次長	51歳	559,382円	6,805円	552,577円
技術部次長	51歳	573,233円	1,924円	571,310円
事務課長	49歳	537,673円	9,309円	528,364円
技術課長	49歳	562,226円	7,355円	554,870円
事務課長代理	45歳	503,056円	33,588円	469,468円
技術課長代理	46歳	533,564円	24,289円	509,274円
事務係長	46歳	510,710円	68,881円	441,829円
技術係長	46歳	537,179円	77,144円	460,035円
事務主任	44歳	439,520円	57,861円	381,660円
技術主任	46歳	473,976円	65,614円	408,361円
事務係員	39歳	398,414円	45,287円	353,128円
技術係員	41歳	437,480円	62,409円	375,071円

(7) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）（100人以上）

学歴	初任給月額
大学卒	239,194円
短大卒	221,145円
高校卒	206,933円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に、10月10日に職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」（24ページ～26ページ）のとおり。

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和7年）

令和7年10月10日
兵庫県人事委員会

公務と民間の給与水準の比較

○公民給与の比較方法の見直し
行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、**比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に改める**見直しを行った。

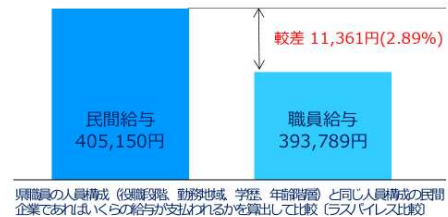
① 月例給

○公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、**職員が民間を11,361円（2.89%）下回っている。**

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差 (A)-(B)
本県 (行政職平均年齢 41.5歳)	405,150円	393,789円	11,361円 (2.89%)
(参考) 国	429,494円	414,480円	15,014円 (3.62%) ※11,891円 (2.87%)

※本府省職員と民間企業従業員の対応関係の見直し（東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員）を行わなかった場合

【公民較差イメージ図】



② 特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給実績と県職員の年間の支給実績を比較

○直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、**職員が民間を0.04月分下回っている。**

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4.64月	4.60月	0.04月
(参考) 国	4.65月	4.60月	0.05月

2

給与改定の内容等

月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに4年連続の引上げ

【令和7年4月遡及適用】

〔参考〕職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢41.5歳、平均経験年数19.5年） 年間給与 6,499,000円 → 6,718,000円（+219,000円 [3.37%]）

1 給料表

○若年層に重点を置きつつ、全ての世代で引上げ
平均改定率：3.3%（5.1%（1級）～2.8%（5級から9級））

〔うち初任給月額〕

事務・技術（大卒程度）
225,600円 → 237,600円（+12,000円 [+5.3%]）
事務・技術（高卒程度）
194,500円 → 206,700円（+12,200円 [+6.3%]）

2 期末・勤勉手当

○支給月数を年間で0.05月分引上げ
4.60月分 → 4.65月分（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）

〔その他の職員の支給月数〕

再任用職員 2.40月分 → 2.45月分（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）
任期付研究員 3.45月分 → 3.50月分（期末手当：+0.05月）
特定任期付職員 3.65月分 → 3.70月分（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）

3 その他諸手当

○初任給調整手当 医師等に対する手当月額の限度額を引上げ

○通勤手当 国及び他の都道府県の改定状況並びに本県の実情を考慮して適切に措置

〔国の措置内容〕・自動車等使用者に対する通勤手当について**手当額を引上げ**、100km以上を上限とする**距離区分を新設**（現行60km以上）
・**駐車場等の利用に対する通勤手当を新設**

○特勤勤務手当等 国家公務員の例により措置

〔国の措置内容〕・地域手当等との減額調整の廃止、算定基礎の見直し
・採用時から手当支給

○宿日直手当 勤務1回に係る支給の限度額を引上げ

○職員の月例給与水準を適切に確保するための手当 国の法整備の動向に留意しつつ適切に措置

〔国の措置内容〕・月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設

4 教員給与の見直し

本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教職員間の総合的な調整を行う「**主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の見直し等**」の措置が講じられることを踏まえ、他の都道府県の状況等を考慮して適切に対応する必要

3

人事行政における諸課題①

・質の高い行政サービスを提供するため、昨年来の県政を取り巻く混乱の影響を最小限に抑え、職員の能力を最大限引き出し、やりがいを持って職務遂行できる勤務環境の整備が重要

1 優秀で多様な人材の確保及び育成

① 職員採用の強化

- ◇ 若年人口の減少や人材の流動化が一層進み、民間企業の採用意欲が高い中、**公務人材の確保は厳しい状況**が継続
- ◇ 事務系全職種での早期SPI枠実施や通常枠との併願可、技術系職種の通年実施や受験資格の拡充などの見直しの一方、今後さらに厳しさが予想されるなか、受験者数増加に向け、**採用試験制度の見直しに積極的に取り組む必要**
- ◇ スパシャリスト育成プログラムや市内公募など**職員が主体的にキャリア形成できること**、新しい働き方の推進により**柔軟で効率的かつ多様な働き方が進んでいること等、意欲とやりがいの持てる魅力ある職場であることを発信**

② 中長期視点に立った人材の育成

- ◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が必要

2 ダイバーシティ&インクルージョンの推進

- ◇ **性別、年齢、障害の有無等にかかわらず**、一人ひとりがその意欲と能力に応じて**活躍できる職場づくりを推進**
- ◇ 女性活躍の推進に向けたライフステージを踏まえたキャリア支援、障害者の雇用促進の取組が必要
【本庁課長相当級における女性の割合】
R7：22.1%（目標20%）【知事部局等】

3 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

- ◇ 人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映し、職員自身の成長や組織への貢献を実感できることが重要
- ◇ エンゲージメント調査結果に対する組織としての改善策の実行、本庁舎再編においても働きやすい環境の整備が必要

人事行政における諸課題②

4 働き方改革と勤務環境の整備

① 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ◇ 超過勤務時間は減少傾向にあるが、事務負担の平準化、業務の縮減・効率化、休暇の取得促進など新しい働き方のさらなる推進が必要

【超過勤務時間の状況】

(1人1月平均時間) R5:10.4h → R6:10.1h 【知事部局等】
※H29:12.3h
(年360時間超の人数) R5:339人 → R6:329人 【知事部局等】
※H29:461人

- ◇ 学校現場の長時間労働は解消に至っていない。仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも勤務時間の適正化が重要かつ喫緊の課題
多忙化の一因である教職員の未配置問題に対応するため、産休・育休代替への先読み加配や正規教員配置に係る必要数の確保など人材確保策の一層強力な推進が必要

【超過勤務時間の状況】

(高校等) R5：331.40h → R6：324.06h
(中学校) R5：533.39h → R6：501.52h
(小学校) R5：354.14h → R6：326.27h
※規則上限は原則年360h

② 仕事と生活の両立支援

- ◇ 男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、能力を発揮し、公務に貢献できるよう柔軟で多様な働き方を実現することが必要
- ◇ **育児や介護などに限らない様々な事情に応じた勤務時間・休暇制度の見直しに向けた国の動向に留意しつつ適切に対応する必要**

【男性職員の育児休業(2週間以上取得)】

R6：86.8%（目標85%）【知事部局等】

- ◇ 職場全体の意識を変え、妊娠、育児、介護や治療等と仕事の両立が図られるよう**制度周知や取得促進に向けた職場環境づくりに取り組む必要**

③ 職員の健康管理

- ◇ 定期健康診断、職員健康相談等を活用した職員の心身の不調の早期発見、早期回復支援等が必要

④ ハラスメントの防止

- ◇ **幹部職員は、心理的安全性の高い職場形成やアガーマネジメント等の研修を継続的に受講するなど、風通しの良い職場づくりのため理解促進、実践が重要**
- ◇ 階層別研修等を通じて、全職員のハラスメントへの意識を向上させるとともに、カスタマーハラスメントについては組織的な対応が必要

5

人事行政における諸課題③

5 高齢期の雇用

- ◇ 高齢層職員の能力・経験を活用するため、定年まで働き続けられる職場環境整備の取組が重要
- ◇ 高齢層職員のモチベーションを維持していくため、勤労意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や処遇必要
- ◇ **特に教育職の再任用職員は、退職前と同一の職務の級で任用されており、常勤職員との権衡等を踏まえたモデル給料表の作成を引き続き全国人事委員会連合会に要請**

6 臨時・非常勤職員の任用等

- ◇ 職務の内容や責任を適切に設定し、その職に就く職員の能力を引き出す良好な勤務環境の整備が必要
- ◇ **会計年度任用職員の再度の任用においては、平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ適切な対応が必要**

7 公務員倫理の徹底

- ◇ 多くの職員が県行政の推進に邁進しているにも関わらず、パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生し、公務全体の信頼に大きな影響を与えていることから、各任命権者において日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて**再発防止と公務員倫理の徹底が必要**
- ◇ 職員公益通報制度の運用については、法の趣旨を踏まえ、通報者の保護を徹底するとともに、相談窓口を広く周知するなど組織の自浄作用を一層発揮できるよう十分留意することが必要

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 処理状況（令和7年度）

令和7年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度		令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与		1		1
勤務時間		1	1	
休 暇				
そ の 他				
計	0	2	1	1

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が懲戒その他のその意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 令和7年度の処理状況

令和7年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数	令和7年度		令和7年度末 (R8.3.31) 係属件数	令和7年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職				
	休 職				
	降 任				
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職				
	停 職		2	1	1
	減 給	2		2	3
	戒 告		1	1	1
そ の 他		1	1		
計	2	4	4	2	5

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 令和7年度の処理状況

令和7年度の苦情相談は次のとおりである。

相談件数	相談内容						
	任用	給与	勤務条件・サービス	執務環境	パワハラ	セクハラ	その他
38	2	5	7	5	7	1	11

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の方法及び効果に関する規則（昭和35年人事委員会規則第16号）第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとなっている。

イ 処理状況（令和7年度）

令和7年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分5件、懲戒処分106件であった。

		知事		教育委員会		警察本部長		合計	
		6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
分限処分	免職								
	休職					2	4	2	4
	降任						1		1
	降給								
	小計					2	5	2	5
懲戒処分	免職			6	4	2	4	8	8
	停職	3	2	8	6	10	5	21	13
	減給		3	15	21	9	18	24	42
	戒告	1		7	25	2	18	10	43
	小計	4	5	36	56	23	45	63	106
合計		4	5	36	56	25	50	65	111

ウ 処分の内訳（令和7年度）

		知事		教育委員会		警察本部長		合計	
		6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
処分内訳	飲酒運転		1	2		4		6	1
	体罰			3	8			3	8
	わいせつ	1	2	5	4	4	4	10	10
	ハラスメント			4	10		4	4	14
	横領			1			1	1	1
	その他	3	2	21	34	17	41	41	77
	合計	4	5	36	56	25	50	65	111

※処分内訳の件数には、監督処分を含む。

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること（法第53条第2項）、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること（法第53条第3項）、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること（法第53条第4項）である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届けなければならない（職員団体の登録に関する条例第4条第1項）。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無
		連合体	単体団体	
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	○		○
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20		○	
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23	○		
加印教職員組合	平2.2.8		○	○
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12		○	○
但馬教職員組合	平2.3.12		○	○
兵庫教職員組合	平2.3.12	○		○
丹有教職員組合	平2.5.10		○	
淡路教職員組合	平2.7.2		○	
全教兵庫教職員組合	平25.1.16		○	○
揖龍教職員組合	平31.3.8		○	○
神崎教職員組合	平31.3.8		○	○
赤相教職員組合	平31.3.8		○	○
多可町・西脇市教職員組合	平31.3.8		○	○
加東小野教職員組合	平31.4.18		○	○
東播教職員組合	令1.6.27		○	
I R I S 兵庫	令6.2.16		○	

イ 登録の状況

令和7年度における登録状況は次のとおりである。

登録団体数	新規登録申請件数	解散届出件数	変更届出件数	変更届出内訳			
				規約	登録事項		
					名称	所在地	役員
19	0	0	8	0	0	0	8

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない（法第52条第3項）。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、令和7年度の組織又は職の改廃に応じて改正を行った。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う（法第58条第5項）。

令和7年4月1日現在、県の事業場は353事業場であり、人事委員会の所管が315事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

（令和7年4月1日現在）

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [315]	第12号(教育・研究)[189]	知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災センター 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[173]	県立学校(164) 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立総合教育センター 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察[1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署 [126]	知事[55]	本庁（職員健康管理センターを含む。） 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局（事務所及び但馬消費生活センターを除く。）(7) 県民センター（事務所を除く。）(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消費生活センター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 消費生活総合センター こども家庭センター(7) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)	
		警察[56]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊(2) 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(46)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局(2)	
	基 労働 標準 監督 局 労働 署 [38]	第3号(土木・建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生)[23]	知事[15]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 川西こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
	教委[8]		特別支援学校寄宿舎(8)	

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和7年度に行った許認可及び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定	7件
② 時間外労働・休日労働に関する協定届	185件
③ 宿日直勤務許可	0件
④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	1件
⑤ 機械等の設置届	0件

イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、人事委員会所管の全事業場315事業場に書面調査を実施した。

違反等の課題のある34事業場のうち5事業場に対して、委員等による実地調査を実施したほか、29事業場に対しては、文書により課題の指摘と措置状況の報告を求めた。

6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和7年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関）は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときなど一定の場合には、当該退職した職員又はその遺族等に対して、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができるものであるが、そのうち一定の場合には、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

令和7年度における退職手当管理機関からの意見照会は、2件であった。